

用語解説

1 就学校の指定

市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定することとされている。（学校教育法施行令第5条。同令第6条において準用）

2 通学区域

就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域をいう。

この「通学区域」については、法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状况、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて設定されている。

3 学校選択制

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる。（学校教育法施行規則第32条第1項）この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。便宜的に分類すると、主に以下のようなタイプがある。

自由選択制	当該市町村内のすべての学校について選択を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の学校について選択を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも選択を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

4 就学校の変更

市町村教育委員会から指定された就学校が、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合において、保護者の申立により、市町村教育委員会が相当と認めるときには、市町村内の他の学校に変更することができる。（学校教育法施行令第8条）

市町村教育委員会は、就学校を指定する通知において、この保護者の申立ができる旨を示すこととなっている。（学校教育法施行規則第32条第2項）

また、市町村教育委員会は、就学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、公表することとなっている。（学校教育法施行規則第33条）

なお、学校教育法施行令第8条の規定に基づき就学校の変更が認められてよい事由として、文部科学省としては、累次の通知において「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」を示してきている。（参考資料⑦、⑧参照）

具体的にどのような事由について就学校の指定の変更が認められるかは、地域や学校の実情等に応じて、最終的には各市町村教育委員会が判断するものであるが、以下のような事由を具体的に定めて運用している教育委員会も見られるところであり、平成20年3月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知（参考資料⑧）において、「各市町村教育委員会が、就学校の変更に係る要件を定めるに当たっては、これらの例も参考にされたいこと。」としている。

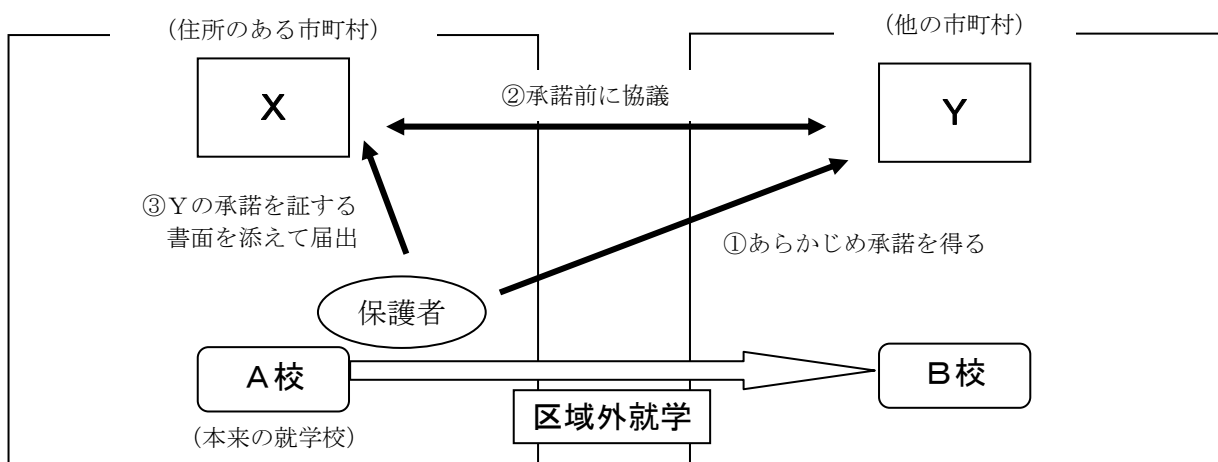
＜市町村において具体的に変更が認められ得る事由として定めている例＞

いじめ等への対応	<p>例1 いじめ等学校生活の状況から指定校への就学が困難と認められる場合</p> <p>例2 学校の十分な指導にもかかわらず、いじめ等により児童・生徒の心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている場合</p>
通学の利便性などの地理的な理由	<p>例1 指定された学校よりも隣接校の方が、通学距離が短い場合（通学距離は通学路を基準に計測する。）</p> <p>例2 自宅から指定された学校までの徒歩で安全に通学できる経路の最短距離が、小学校では○km以上、中学校では○km以上あって、指定された学校より近い学校がある場合</p>
部活動等学校独自の活動	<p>例1 希望する部活動が指定された学校にないなど、部活動に特別に配慮を要する個別具体的な理由がある場合</p> <p>例2 転居により校区が変更になるが、運動会、修学旅行等の学校行事終了後の転校を希望する場合</p>

5 区域外就学

一定の手続を経て、関係市町村教育委員会間の協議が整えば、他の市町村等の学校にも就学することができる。（学校教育法施行令第9条）

〈例〉 下図において、X市町村に住所のある児童生徒が、他の市町村であるY市町村のB校に「区域外就学」を希望する場合には、保護者はY市町村教育委員会の承諾をあらかじめ得た上で、地元のX市町村教育委員会に届け出る必要がある。その際、Y市町村教育委員会は、承諾する前に、X市町村教育委員会と協議しなければならない。



6 就学指導委員会

市町村教育委員会は、障害のある子どものうち認定就学者（学校教育法施行令第5条第1項第2号）として小学校に就学させるべき者又は特別支援学校小学部に就学させるべき者について入学期日等の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くことが義務付けられている。（学校教育法施行令第18条の2）

市町村教育委員会においては、障害のある子どもの就学する学校を判断するにあたり、障害の種類、程度等に応じて教育学、医学、心理学等の観点から総合的な判断を行うため、適切な就学指導のための調査・審議機関（「就学指導委員会」等）を設置することが重要である。

(参考) 就学指定に係る市町村教育委員会の事務手続

